

地域再生中小企業創業助成金(創業支援金・雇入れ奨励金)支給申請書



地域再生中小企業創業助成金(創業支援金・雇入れ奨励金)の支給を受けたいので、本助成金制度の内容・支給要件(不支給要件)について確認をした上で以下のとおり申請します。

また、当該申請書及び別紙の記載内容について相違ありません。

道県労働局
受理印

平成 年 月 日 労働局長 殿

1 申請事業主	事業主 又は 代理人	フリガナ 法人名 (※個人事業の開業の場合、屋号名等を記入して下さい)	
		フリガナ 役職・代表者氏名 (※役職名は、法人の設立の場合のみ)	印
	主たる事業所の所在地 〒 - 電話番号 ()		
	事業主 又は (提出代行者・事務代理人) 社会保険労務士	(当欄は、申請者が代理人又は社会保険労務士の場合にのみ記入して下さい。)	
		フリガナ 氏名	印
	所在地 〒 - 電話番号 ()		
雇用保険適用事業所番号			
事業内容			
設立等年月日		平成 年 月 日	
2 創業・雇入支援 対象労働者数及び 助成金支給申請額	① 創業・雇入支援対象労働者数		人
	② 助成金支給申請額(③+⑤)		千円
3 創業支援金	③ 創業支援金の額	(上限額 千円)	千円
	④ 対象経費の合計(イ+ロ+ハ)		円
	イ 法人等の設立等に関する事業計画作成経費 (様式第3号別紙1のとおり)	(上限額 75万円)	円
	ロ 職業能力開発経費 (様式第3号別紙2のとおり)		円
	ハ 設備・運営経費 (様式第3号別紙3のとおり)		円
	4 雇入れ奨励金	⑤ 雇入れ奨励金の額(創業・雇入れ支援対象労働者は様式第3号別紙4⑩のとおり)	
5 その他	⑥ 他の助成金・補助金等の受給状況(予定)	ある・ない → 「ある」の場合は助成金・補助金等の名称 ()	
6 助成金の払込先 金融機関	銀行 ()	本店・支店 ()	当座・普通
	口座番号	フリガナ 口座名義	

処理欄 (労働局記入欄)	支給決定金額	円		計画受理番号	第 号		
	支給・不支給決定年月日	平成 年 月 日		支給・不支給決定番号	第 号		
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当

地域再生中小企業創業助成金(創業支援金・雇入れ奨励金)支給申請書の記入について

1 支給申請書等の提出について

創業支援金及び雇入れ奨励金の支給を受けようとする事業主は、次に示す期間に、地域再生中小企業創業助成金(創業支援金・雇入れ奨励金)支給申請書(様式第3号)、別紙1～3及び添付書類を、当該事業主の主たる事業所の所在地を管轄する労働局長に提出して下さい。

- (1) 申請可能期間初日 : 支給申請に係る創業・雇入支援対象労働者が2人又は5人に達した日(法人等設立日から1年以内の日)から起算して6か月を経過した日
- (2) 申請可能期間最終日: (1)の日以降かつ支給申請に係る創業・雇入支援対象労働者の最後の雇入れ日から起算して6か月を経過する日の翌日から起算して1か月を経過する日若しくは法人等設立日から起算して1年を経過する日の翌日から起算して1か月を経過する日

なお、申請を行う期間内に助成金の支給を申請しなかったことについて、天災その他やむを得ない理由があるときは、当該理由の止んだ後7日以内にその理由を記した書面を添えて申請することができます。

2 「2 創業・雇入支援対象労働者数及び助成金支給申請額」について

- (1) 「①創業・雇入支援対象労働者数」欄には、様式第3号別紙4「地域再生中小企業創業助成金(創業支援金・雇入れ奨励金)対象労働者等一覧表」にもとづいて「創業・雇入支援対象労働者」数を記入して下さい。(支給申請日において、創業・雇入支援対象労働者を2人以上雇用していることが必要です。)

※ 「創業・雇入支援対象労働者」とは、支給申請日において、次のいずれにも該当する現に雇用している者(法人等設立日から起算して1年を経過する日までの間に雇い入れられた者に限る。)であって、助成金の支給終了後も引き続き雇用することが確実である者です。

- 雇入れ当初より、一般被保険者であって1週間の所定労働時間が30時間以上である者(トライアル雇用、雇用期間の定めのある者、外国人技能実習生を除く。)として雇い入れられ、6ヶ月以上雇用されている者であること。
- 公共職業安定所等(公共職業安定所、地方運輸局又適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者)の紹介により雇い入れられた者であること。

- (2) 「②助成金支給申請額」欄には、③と⑤の合計額を記入して下さい。

3 「3 創業支援金」について

「③創業支援金の額」欄には、④の合計額に(第1種は2分の1・第2種は3分の1)を乗じて得た額を記入して下さい(1,000円未満の端数は切り捨て)。ただし、創業・雇入支援対象労働者数に応じて以下の表の額が上限額となります。

上限額		第1種	第2種
創業・雇入支援対象労働者数	2人以上5人未満	300万円	150万円
	5人以上	500万円	250万円

- 第1種 … 北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県の10道県
- 第2種 … 宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県又は大分県の11県

3 添付書類について

(1) 地域再生事業計画認定通知書の写し	(7) (有料・無料職業紹介事業者等の紹介により創業・雇入支援対象労働者を雇入れた場合) 有料・無料職業紹介証明書
(2) 申請日において実施している事業の内容を確認できる書類 [法人設立] 登記事項証明書・定款の写し、会社案内、設備概要等 [個人事業開業] 開業届の写し、事業案内、設備概要等	(8) 官公署が発行する創業・雇入支援対象労働者の氏名、年齢等が確認できる書類(住民票又は運転免許証等の写し)
(3) 法人等の設立に必要な資格を取得したこと、許認可等を受けたことを示す書類	(9) 雇入れ事業所における創業・雇入支援対象労働者の就労の事実を証明する書類(出勤簿、タイムカード、船員法第67条に定める記録簿等、賃金台帳、労働者名簿等の写し)
(4) 事業報告書、会計帳簿等、申請日において地域再生事業を主たる事業として実施していることを確認できる書類	(10) 創業支援金の支給対象となる経費の支払いを確認できる書類
(5) 創業・雇入れ支援対象労働者の雇用契約書又は雇入れ通知書	(11) その他労働局長が必要と認めた書類
(6) 創業・雇入れ支援対象労働者雇用状況等申立書	

7 「6 助成金の払込先金融機関」について

法人の場合は申請法人名義、個人開業の場合は屋号又は事業主本人名義口座を記入して下さい。

8 申請内容の確認

支給申請の内容については、添付書類等による確認のほか、事業所等(取引先及び労働者本人への確認を含む。)の調査・確認を行います。

本助成金は国の会計検査の対象となります。支給決定後も上記添付書類の提出を求め、実地調査を行う場合があります。偽りその他の不正行為により支給を受けた場合、支給金額の全部又は一部を返還していただくとともに、以後3年間、雇用保険二事業の各種給付金を受けることができなくなります。なお、偽りその他の不正行為の内容如何によっては、刑事告発することもあります。

※ 「1申請事業主」欄の「事業主又は代理人」(以下「上欄」といいます。)及び「事業主又は(提出代行者・事務代理人)社会保険労務士」(以下「下欄」といいます。)については、申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をして下さい。